主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人および弁護人石川滋の各上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、本件犯行の動機、 兇器準備などの計画性、被害者が当時五〇年と二一年の無抵抗の婦女子二名であること、殺害の手段方法の残虐性、犯行後の行状、前科前歴、犯行時の年令など原判示の諸般の情状を総合して考察すれば、被告人の生活歴、家庭の事情、性格など被告人に有利な情状をすべて参酌しても、原判決が被告人に死刑を科した第一審判決を維持したのは、やむをえないところと認められる。)。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の 意見で、主文のとおり判決する。

検察官安原美穂 公判出席

昭和四七年一二月八日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	畄	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官
雄		信	Ш	/\	裁判官